

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給等を担保とする貸付における生活保護受給者等に対する借入制限に係るデータの取扱いに関する覚書

厚生労働省と株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、平成 25 年 1 月 31 日付け「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給等を担保とする貸付における生活保護受給者等に対する借入制限に係るデータの取扱いに関する覚書」（以下「原覚書」という。）について、下記のとおり本覚書を締結する。

記

- 1 厚生労働省は、令和 4 年 3 月 31 日をもって原覚書第 2 項（1）に規定する福祉事務所から提供された被保護者等に関する情報が整理された電子データ（以下「電子データ」という。）の、公庫への提供を終了する。
- 2 公庫は、本覚書第 1 項により提供を受けた電子データについて、本覚書第 3 項により破棄するまでの間、原覚書に定める方法により引き続き適切に管理する。
- 3 公庫は、令和 4 年 6 月 30 日までに、それまでに受けた電子データを全て破棄するものとする。
- 4 本覚書は令和 3 年 12 月 15 日から適用する。
- 5 原覚書及び本覚書は令和 4 年 7 月 1 日をもって廃止する。

本覚書の証として本書を 2 通作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通ずつ保有する。

令和 3 年 12 月 15 日

厚生労働省社会・援護局保護課長 池上 直樹

株式会社日本政策金融公庫国民生活事業本部

生活衛生業務部長 河野 真司

